

施策の実施に関する目標について

1 法改正に伴う温対計画への施策の実施に関する目標の記載について

温対法の改正により、以下の4区分に係る「施策の実施に関する目標」を温対計画に定めることとされたため、新計画への追記が必要。

区分	施策の内容
1	再生可能エネルギーの利用促進（第21条第3項第1号）
2	事業者や住民の省エネ活動推進（第2号）
3	都市機能の集約、公共交通機関、都市緑化等の地域環境整備（第3号）
4	循環型社会の形成（第4号）

<参考(改正温対法の規定)>

第21条第3項 都道府県は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

第1号 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

第2号 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

第3号 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

第4号 その区域内における廃棄物等の排出の抑制の促進その他循環型社会の形成に関する事項

第5号 前各号に規定する施策の実施に関する目標（改正により追加）

2 国の考え方

- それぞれの対策・施策に応じて、定量的な目標を設定することが望ましい。
- 公共交通機関や循環型社会に関する取組など、他の政策分野の計画に位置付けられている施策の目標については、それらの目標を引用するなど柔軟な対応が望ましい。
- 再エネ導入目標は、再エネ種別に設定することが望ましいと考えられる。

3 道の対応の考え方

以下の考え方で目標案を検討する。

(共通事項)

- ① 一般的に取得可能で継続的な統計数値であること、進捗管理の可能性等も踏まえて設定。
- ② 公共交通機関(第21条第3項第3号)や循環型社会(同第4号)に関する取組など、他の政策分野の計画に位置づけられている施策に関する目標は、それらの目標等を引用。
- ③ 道民に身近で行動変容を促すような分かりやすい指標やデータ等を提示。
- ④ 目標年度が整合しない場合、「(目標値ではないが)進捗状況を把握するための目安」として、可能な限り「2025年度」及び「2030年度」の数値記載の検討を行う。

(個別事項)

- ⑤ 計画策定マニュアル(素案)で例示されている指標の使用。
- ⑥ 道地球温暖化対策推進計画の「施策等の実施状況に係る点検」に用いている「関連指標」、「補完データ」を使用。
- ⑦ 道環境基本計画の進捗管理に使用している指標、補完データ等を引用。

<設定する指標>

区分	役割等	目標値
指標	目標の達成状況を示す(原則、道の各種計画等で目標として設定されているもの)	あり
補完データ	個別施策の進捗状況の把握、目標の達成状況の評価を補完	なし

- ⑧ 第21条第3項各号の取組に関する目標は、道の現計画の構成と整合させるため、次のとおり整理。

区分(条項)	道の現計画への反映箇所
再生可能エネルギーの利用促進(第21条第3項第1号)	7 温室効果ガス排出抑制等の対策・施策 (2)重点的に進める取組 ②豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用
事業者や住民の省エネ活動推進(第2号)	7(2) ①多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化
都市機能の集約、公共交通機関、都市緑化等の地域環境整備(第3号)	7(2) ①及び③森林等の二酸化炭素吸収源の確保
循環型社会の形成(第4号)	7(2)①

4 施策の実施に関する目標の例

これらの考え方により整理した施策の実施に関する目標の記載例については別紙のとおり。